

# 社会福祉施設の緊急整備について

昭和45年11月25日

中央社会福祉審議会

## 前 文

本審議会は、昭和44年11月18日厚生大臣から「社会福祉向上の総合方策」について諮問を受け、これを社会福祉施設の整備という角度から検討するため社会福祉施設専門分科会を設置したが、今般「社会福祉施設の緊急整備」について結論を得たので答申する。

わが国は近時の著しい経済成長の結果、今や経済の規模は先進国中でもほぼ最高水準に達し、国民の生活水準も著しい向上を示し、いわゆる「豊かな社会」への道を歩みつつある。しかしながら、こうした経済的繁栄の反面、社会的ひずみともいべき現象が各方面に顕在化しており、就中、社会福祉施設の立遅れは著しいものがある。1970年代は人間尊重が叫ばれ、内政重視が国政の重要課題となっているが、このような時に社会福祉施設を整備し、その立遅れの解消を図ることこそ、まさにこの政治課題に

こたえるものである。

また、本審議会は、社会福祉関係職員の確保及び専門性向上のための方策についても、職員問題専門分科会を設け、審議を重ねているところである。施設職員の養成確保の問題については、基本的には、社会福祉専門職制度の確立、専門職にふさわしい給与水準と適正な労働条件の確保、福利厚生施策の充実を行なうとともに、高度の総合的研修を行なう機関の設置を初め職員の養成訓練施設を国及び都道府県のレベルにおいて整備する等、総合的、抜本的な改善方策を樹立する必要がある。本審議会はこれらの基本問題について引き続き検討を続け、早急に結論を出すつもりであるが、整備計画の実施とも関連し、差し当たって施設職員の確保に関し必要と思われる当面の措置について、結論を得たので併せて答申する。

## 第1 社会福祉施設の緊急整備

### 1 社会福祉施設整備の立遅れの現状

社会福祉施設の整備状況をみると、昭和44年末現在で、施設数は収容施設約4千、保育所約1万3千、総入所人員は収容施設約18万人、保育所約107万人、職員総数は収容施設約7万人、保育所約11万人、となっている。

昭和30年代後半から社会福祉の分野に相当の財政資金が措入されてきたこと、老人、心身障害児

(者)、母子世帯等の経済の繁栄に取り残されがちな人々の福祉について国民の関心が高まってきたことなどを背景に、全体として施設数は増加を示しているが、しかし過去のストックが少なかったことや、核家族化の進行、婦人労働人口の増加、扶養意識の変化等の社会経済情勢の変動あるいは医学、リハビリテーション技術の進歩に伴って、社会福祉施設に対する需要が顕在化してきたこと等のため、従来の整備ペースをもってしては施設サービス需要

に早急に対処することはできない状況にある。

特にねたきり老人や重度の心身障害児（者）については、国民感情からすればもっと配慮すべきものであるにもかかわらず、現実には、これらの者のための施設の整備はもっとも立遅れている。

また、戦前または戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化したものが未だ数多く残存しており、入所者の処遇上及び施設の防災上の観点から放置できない状態にある。

民間の老朽施設に対しては、整備費につき、年次計画により、特別の助成措置を講じ計画的に建替えを促進してきたが、なお建替え需要は極めて強い。一方、公立の老朽施設の建替えに関しては特別の措置が講じられていないために、老朽化が著しい。

なお、社会福祉施設の整備には、都道府県間だけでなく、都道府県内においてもかなりの地域間格差がある。

## 2 社会福祉施設の緊急整備対策

### (1) 社会福祉施設緊急整備計画の樹立

社会経済情勢の変動に即応して社会福祉施設を拡充整備するため、先に策定された新経済社会発展計画に沿って、その目標年度である昭和50年度までの5カ年程度を目途とする社会福祉施設緊急整備計画を樹立し、その実施を図るべきである。

#### 計画の課題

社会福祉施設緊急整備計画においては、特に立遅れが著しく、国民感情からも放置しがたいねたきり老人や重度の心身障害児（者）のための施設を緊急に整備すること、社会経済情勢の変化に対応できるよう保育所等の施設の整備拡充を図ること、入所者の処遇及び防災上の見地から老朽木造施設を緊急に建替えることなどを最重要課題とすべきである。

このほか、身体障害者や老人のリハビリテーションの機能を有するモデル的な施設を国のレベルにおいて設置していくこと、職員養成施設及び職員住宅の整備を行なうこと、施設経営の近代化、効率化を推進するため、施設の集団化、高層化、大規模化、共同化を図ることなども計画期間中の課題として十分に配慮すべきである。

#### 整備目標の明定

社会福祉施設緊急整備計画においては、社会福祉施設の種類のごとに整備目標を明定する必要がある。

この場合、現在の収容（利用）定員、現在及び将来の要収容者、平均収容援護期間、要収容保護の緊急度等を勘案して各施設ごとに整備目標を定めることが適当であろう。

### (2) 社会福祉施設緊急整備のための資金助成等

現在の施設整備のための資金については、補助金、融資資金等の財源が少ないこと、補助や融資の基礎となる基準単価、基準面積等が窮屈であること、設置者の自己負担が多額にのぼること、さらに、民間社会福祉事業における寄附金の調達が困難であることなどの問題がある。緊急整備計画を達成するためには、少なくとも計画期間中は、財政資金の大幅拡大を期すべきであり、この際年金資金の還元融資を積極的に活用することをも考慮すべきである。なお、補助条件等についても十分政策的配慮を加えることが必要である。

また、民間施設の負担を軽減するため、寄附金に対する税制上の優遇措置を拡大するとともに、特殊の民間基金の創設をも今後検討すべきであろう。

このほか、緊急整備施設に対する国有地、公有地の無償貸与等の措置も合わせて促進させる必要がある。

### (3) 社会福祉施設整備上の留意点

#### 社会福祉施設体系の整備

福祉に欠ける者が随時に適切なサービスを受容できるように、福祉に欠ける状態の種類、性格、程度等に応じた社会福祉施設の機能分化を進めるとともに、社会復帰の困難な重度の身体障害者を長期にわたって収容する施設、重複障害児（者）の施設などを含め、施設体系の整備を図るべきである。また、身体障害者等のリハビリテーションを目標に医療、教育、職業訓練等の総合的な福祉サービスを提供しうる総合施設の整備を行なうことも必要である。

#### 施設の整備主体

社会福祉施設の整備主体について、公私のいずれによるべきかは社会福祉事業の基本的考え方にもかわり、議論の分れるところであるが、国や地方公共団体の責任で施設整備を促進するのはもちろんとしても、民間施設には公立施設にない各種の利点が指摘されるところでもあり今後の施設整備に当っては、民間社会福祉事業の有するバイタリティ、先駆性、知識経験、技術を十分に活用するよう配慮すべきである。

## 社会福祉施設の緊急整備について

### 施設建設及び経営の近代化，効率化

社会復帰の段階に応じた社会福祉施設間の機能の円滑な調整を図るためにも，また施設経営の効率化を図る上からも，同一系統の障害を有する者が利用できる種々の施設が近接した場所に集合して設置されるような措置を考慮すべきである。

また，施設サービスのうち，各施設間で共同化が可能なものについては，これを進めることができるよう，特に施設の新社，建替えの機会に所要の措置

を講ずべきである。

さらに，施設の建設用地の取得難を解消する一助として可能な範囲での社会福祉施設の高層化を検討すべき時期にきているものとする。

なお，社会福祉施設の設備及び運営の基準については，この際特に国民生活様式の変化等を考慮して再検討を行なう必要があり，また，施設建設に当たって設計の段階で指導助言を行なう機関を設けることを考慮すべきである。

## 第2 社会福祉施設職員の確保に関する当面の措置

社会福祉施設職員の確保については，前文にも触れたように基本問題について検討を進め，総合的，抜本的改善方策を実施することを要するが，緊急整備との関連を考慮し取り敢えず施設職員の処遇，勤務体制等の面で緊急に是正すべき事項，たとえば職員の定数の適正化，夜間勤務体制の改善，中堅職員

の処遇改善等については，すみやかに必要な措置を講じ，施設職員の確保に支障のないようにすべきである。

なお，施設職員の処遇の改善のためには，職員の給与の実態調査を実施し，基礎的な資料の整備を図ることが必要なことはいうまでもない。

〔編集部注〕

以上に基づき，厚生省では，下記の「5ヵ年計画」を策定した。

社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画

区 分	昭和45年度末定員 ( A )	昭和50年度末整備 目標定員( B )
総 数	人 ( 1,463,140 )	人 2,064,319
1. 老人福祉施設 (うち特別養護老人ホーム)	82,200 13,700	183,100 52,300
2. 重度身体障害者施設	2,850	19,050
3. 心身障害児(者)施設 (うち重症心身障害児施設)	62,990 7,232	155,268 14,850
4. 保 育 所	( 1,250,939 ) 1,229,000	1,625,000
5. 老人福祉センター	[ 141カ所 ]	[ 324カ所 ]
6. その他の施設	64,161	81,901

(注) 「昭和45年度末定員(A)」は，5ヵ年計画策定時における見込定員である。( )内は保育所の同見込定員修正後の数である。